

戦略的イノベーション創造プログラム第3期(SIP第3期)

「バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルールの整備」推進委員会の設置について

令和 5 年 6 月 26 日

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局

1 趣旨

「科学技術イノベーション創造推進費の基本方針」(平成 26 年 5 月 23 日、総合科学技術会議決定、令和 4 年 12 月 23 日最終改正)及び「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」(平成 26 年 5 月 23 日ガバナリングボード決定、令和 4 年 12 月 23 日最終改正)に基づき、SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)第3期の課題である「バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルールの整備」の推進にあたり、「社会実装に向けた戦略及び研開発計画」(以下「戦略及び計画」という。)の作成や実施等に必要な調整等を行うため、「バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルールの整備」推進委員会(以下、「推進委員会」という。)を設置する。

2 検討事項

推進委員会は、当該課題の「社会実装に向けた戦略及び研究開発計画」の策定及び改定や実施等に必要な調整等を行う。

具体的には以下について検討を行う。

① 社会実装に向けた戦略に関すること。

- ・技術だけでなく、事業、制度、社会受容性、人材の5つの視点での戦略
- ・実用化・事業化戦略および SIP 終了後のエグジット戦略
- ・民間企業の参画・活動を促すインセンティブ、マッチングファンド条件

② 実施内容、目標に関すること。

- ・知財戦略・標準化戦略
- ・社会実装に向けた戦略に対する各研究開発テーマの内容、目標の整合性

③ 体制に関すること。

- ・府省連携・産官学連携
- ・課題内テーマ間連携
- ・課題間連携
- ・データ連携

④ マネジメント、成果の管理・活用に関すること。

- ・5つの視点での Readiness Level(XRL)での進捗管理
- ・課題内のデータマネジメントプランに基づくデータ管理
- ・成果の対外発信

⑤ BRIDGEの関連分野の各省庁施策に対する提案、助言及び支援に関すること。

⑥ その他、「バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルールの整備」の推進に際し必要な事項。

3 構成および運営

(1) 推進委員会の構成員は、別紙のとおりとする。

- (2) 推進委員会の委員長は、プログラムディレクターが務める。
- (3) 推進委員会は、委員長が召集する。
- (4) 委員長は、必要があると認めるときは、推進委員会の構成員の参加対象を限定し、また、推進委員会の構成員以外の者をオブザーバとして推進委員会に出席させることができる。
- (5) 推進委員会における調整が不調の場合、最終的な判断は委員長が事務局と相談のうえ行う。
- (6) 上記のほか、推進委員会の運営に必要な事項は、委員長が内閣府と相談のうえ定める。

4 設置期間

令和5年6月 26 日から事業終了時まで。

5 事務局

推進委員会の事務局は、内閣府科学技術・イノベーション事務局 SIP/BRIDGE 課題担当が務める。